

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	川崎市内の特別支援学校
職 位	臨時学校事務職員
年 齢	5 2 歳
性 別	女性
処 分 内 容	停職 3 月
処 分 理 由	当該職員は、令和 7 年 6 月 2 8 日（土）勤務時間外に、東京都世田谷区内のスーパーマーケットで私用の買い物に赴いた際に、食料品 3 点程度（合計販売価格約 3, 0 0 0 円相当）の万引き行為をしたところ、警備員に呼び止められ、当該行為を認めた。その後、店舗が警察へ通報し、玉川警察署で事情聴取を受け、同日釈放され、後日在宅のまま書類送検された。なお、万引きした商品については、全額店舗に弁済した。 このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為で、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。
処分発令日	令和 7 年 9 月 2 4 日
処 分 者	川崎市教育委員会

問合せ先
川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 井汲
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 0 4 9 3